年　　度：　平成 ２６ 年度
工　事　名：　昭和保育園テラス改修工事
場　　所：　名張市　丸之内　地内
工　　期：　平成２６年　９月３０日まで

総　　則：

・建築基準法、建設業法、労働基準法、消防法及びその他関係法令、契約約款及びその他関係法規を遵守し施工すること。
・本工事は設計図書に明記なき限り、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 各標準仕様書及び工事標準図に基づき施工すること。
・工事場内外での工事材料及び土砂等の搬送計画並びにその他車両の通行に関して、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。

提出書類：(該当する場合のみ)

・三重県公共工事共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編の各標準仕様書及び下記による。

※書類はファイルに綴じて提出すること。

■現場代理人等通知書　1 部
　└ 主任技術者又は監理技術者の免状（写)、経歴書、雇用関係を確認できる書類（写）
■工程表　1 部
■部分下請負通知書（注文書・約款等の写しを添付）　1 部
■工事カルテ受領書（写）　1 部（契約額５００万円以上）
■施工体制台帳　1 部
■施工体系図　1 部
■総合施工計画書　1 部
■工種別施工計画書　各 1 部
■産業廃棄物処理委託契約書（写）　1 部
　└ 産業廃棄物処分業許可証（写）
■マニフェスト（写）　各 1 部（A、D票若しくはE票の写し）
■再生資源利用(促進)計画書(実施書)　各 1 部（契約額５００万円以上）
■使用材料承諾書　1 部
■工事材料搬入報告書　1 部
■施工図　各 1 部
■工事履行状況報告書　各 1 部／月（工期が３ヶ月以内は省略可）
■工事打合簿　各 1 部
■段階確認書　各 1 部
■監督員・~~工事監理者~~・社内検査記録　各 1 部
■各種検査報告書　各 1 部
■工事写真　1 部
　国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の取り方　建築編　建築設備編」参照
■完成写真　2 部（着工前と完成を対比する）
■安全教育等記録、写真等（写）　1 部　※月１回(4 時間以上)の実施、KY、新規入場者
■出荷証明書、納品伝票　各 1 部
■竣工図（A2 及び A3 2 つ折製本 2 部 表紙文字は刻字，青焼き図、JWW データ CD-R 1 部）

■機器完成図　1部
■長期休工時の現場状況届　1部
■週間・月間工程表　1部
■日報　1部
■関係法令申請書・届出書 必要部数
■工事目的物引渡書　1部
■引渡し図書　1部
■保証書・取扱説明書　1部
■完成通知書　2部
■その他 監督員が指示する書類

質 疑 等：

・設計図書に疑問が生じた場合は、監督員、監理者等と協議の上、誠意を持って対応すること。
・設計に明記なくとも、施工上当然必要なものについては監督員等の指示に従い請負者負担で施工すること。
・軽微な変更については、監督員等の指示に従い施工すること。又、本項及び前項による場合の請負金額の変更は行わない。

材　　料：

・指定された材料以外については品質・性能・実績・価格等において同等品と認められるもので、監督員等の承認を受けたものについて使用すること。（見本及び承認図の提出）
・材料の色、柄等について、監督員等の指示を受けること。

施工･検査：

・保育園を運営をしながらの工事となるため工事工程及び仮設計画ついて、施設長及び監督員と十分調整の上誠実に対応し施工すること。又、原則として工事に必要な養生、清掃、仮設等は全て本工事に含むものとする。
・施工に必要な関係法令の手続等は請負者が行うこと。
・工事施工に関し、材料・原寸及び監督員等が要求する検査等を受ける場合は、請負者の自主検査をおこなったうえ、監督員等の検査を受けること。その検査に要する経費等は請負者の負担とする。

そ の 他：

・工事に伴う、上水及び下水道の申請・協議、その他必要な各種申請に伴う協議、書類作成、申請手続きは請負者負担にて速やかに行うこと。
・現場には監督員が指示する場所に「現場表示板」、「建設業の許可」、「建築基準法による確認済の表示を掲げること。
・工事工程は監督員等と協議の上決定すること。
・東日本大震災の影響により建設資材等の入荷が困難等、やむを得なく工事の変更が必要となった場合は監督員、工事監理者と協議の上、迅速かつ誠実に対応すること。
・大型車の搬入の際は監督員と協議を行い、事前に近隣関係者等に通知するとともに、各関係法令を必ず遵守すること。
・騒音振動の発生する工種を施工する場合は、事前に十分に協議し、安全対策を行うこと。
・期間中、近隣の交通の障害となる工事を行う場合は交通誘導員を適切に配置すること。
又、設計図に記載の指定仮設については、仕様・数量共に設計以上とし原則差異の精算はお行わない。
・工事が原因で公道、近隣建物等、又本施設に万一損傷を与えたときは、速やかに応急手当、復旧工事をし、それに要した費用は全額請負者の負担とする。（事前に証拠写真等の撮影を行い記録を残しておくこと）
・工事着手前に、関係区長、付近住人、各種関係団体代表者等に対して請負者にて説明用文書を作成の上、工事工程、工事概要、安全管理対策等の説明を行い工事について理解を得るようつとめること。

又、工事に関する苦情に関しては、請負者の責任において迅速かつ誠実に対応すること。

・工事中の、各種関係団体等からの工事等に関する要望については監督員と協議の上誠意をもって対応すること。

・工事の施工にあたり、付近住人、通行人に対して損傷を与えないように、必要な保護設備を計画し、必要に応じて交通誘導員を配備して、安全には万全の体制を期すこと。

・竣工後１年を経過した時点で請負者の責任において発注者立会いの上、瑕疵検査を実施し、不良部があった場合は、請負者負担にて監督員と協議の上速やかに修復すること。

・掘削土は場外搬出自由処分とする。

・本工事は図面契約とし参考数量との差異の精算は行わない。